

町有財産売買契約書（案）

売出人岬町（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）は、次のとおり町有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、末尾記載のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金●●●●●●●●●●円とする。

（契約保証金）

第4条 金●●●●●●●●●●円とする。

（支払方法）

第5条 乙は、第3条に定める売買代金から前条に定める契約保証金を差し引いた残額を令和2年10月13日までに、甲が発行する納入通知書により、甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記嘱託）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了したときに、乙に移転したものとす。

2 乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後に登記に必要な書類を添えて甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲は、乙の請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

（物件の引渡し）

第7条 甲は、売買物件の所有権が移転した後、直ちに当該物件を現状有姿で、乙に引き渡すものとする。

2 乙は、前項による引渡しを受けたときは、直ちに当該物件の受領書を甲に提出しなければならない。

（危険負担）

第8条 この契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、甲の責めに帰すことのできない事由により、当該物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

（担保責任）

第9条 乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足その他かくれたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

（契約の解除）

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償）

第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（費用の負担）

第12条 次に掲げる費用は、乙の負担とする。

(1) この契約の締結に要する費用

(2) 所有権移転登記に要する費用

（法令等の規制の遵守）

第13条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、当該物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(裁判管轄)

第14条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名称 岬 町
所在地 大阪府泉南郡岬町深日2000番地の1
代表者 大阪府泉南郡岬町長 田 代 堯

乙 住 所
氏 名

物 件 の 表 示

所 在	地 番	地 目	面 積 (m ²)	
			公簿面積	実測面積
大阪府泉南郡岬町	番	宅 地		
大阪府泉南郡岬町	番	宅 地		
大阪府泉南郡岬町	番	宅 地		
<以下余白>				
計				